

## 【入札説明書（案）本編に関する質問及び回答】

No	文章	ページ	大項目	番号（ ）	番号	その他	質問事項	回答
1	本編資料	1				前文	平成16年2月6日に公表した、実施方針に関する意見招請に対する結果を反映したとの事ですが、別途に意見招請の結果を公表して下さい。	16社、151問のご意見を受けました。ありがとうございました。主な意見として以下に示すご意見を頂き、入札説明書等に反映しておりますが、別途意見招請の結果の公表予定はありません。 【主なご意見】 ・入札プロセスについて ・補助金について ・物価変動について ・市場PR施設運営業務について ・参加資格要件について ・用地について
2	本編資料	2	6	(3)			西側市場施設の移転跡地利用は、今回の事業より除外と考えて宜しいですか。	ご質問のとおりです。
3	本編資料	3	7	(4)		ア	設計業務に補助申請業務とありますが、補助金申請内容と、補助金申請に係るスキームを提示願います。	入札説明書（案）8(2)に示すとおり、卸売市場施設整備費補助金要綱を交付予定です。詳細はそちらを参照してください。 なお、入札説明書（案）8(2)では様式はありませんが、事前に事務局へ電話にて申込んでください。
4	本編資料	3	7	(4)		ア、イ	設計業務、建設業務の両方に「補助申請業務」がありますが、これらは別々のものでしょうか。	ご質問のとおり個別申請となります。詳細は、交付予定の卸売市場施設整備費補助金要綱を参照してください。
5	本編資料	3	7	(4)		イ	事業者の業務として、計画敷地の敷地造成が定められていますが、貴市が実施する埋立工事では、どの程度までの工事が行われていると認識すればよろしいのでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書（案）6.(5) に示す埋立予定地地盤高T.P.+2.2mまで造成します。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
6	本編資料	3	7	(4)		ウ	埋立工事の遅延による完工遅延リスクは、実施方針別添資料3「予想されるリスク及び市と事業者の責任分担表(案)」中、「市の提示条件、指示等の不備により工事が遅延または完工しないことにより、開業が契約より遅延する場合」に該当し、すべて市の負担と考えてよろしいでしょうか。	市と事業者との協議事項となります。詳細は、平成16年5月11日に公表した事業契約書(案)を参照してください。
7	本編資料	4	7	(4)		イ	備品等の設置工事とありますが、如何なる備品を言うのでしょうか。	入札公告時に、要求水準書にて追加修正を行います。
8	本編資料	4	7	(4)		イ	建設業務の中に「備品等の設置工事」とありますが、市の方で用意される備品等がありますか。もしあるのであれば、明示下さい。	特に想定していません。
9	本編資料	4	7	(4)		ア	事業者が実施することとなる市場PRでは、PR対象者は神戸市民との認識でよろしいでしょうか。お考えをお示し下さい。	神戸市民に限らず、対外的に市場をPRする視点で提案してください。
10	本編資料	4	7	(5)		イ	新施設建設予定地として近隣の「民間倉庫予定地の転用」とありますが、事業者側には、係る敷地に対しての借地代や土地購入費は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。また、当該敷地の土地所有者との間で民間事業者は何らの契約行為も行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
11	本編資料	5	7	(5)		ウ	事業者が整備すべき駐車場台数にお考えがございましたら、具体的な台数でご教示下さい。また、現在の利用者の車両の状況(車種、台数)についてお示し下さい。	埋地地棟と配送センター棟併せて1,100台程度としてください。要求水準書(案)を訂正し、入札公告時において示します。
12	本編資料	6	8	(1)			入札公告及び入札説明書等の交付がH16.6.8にスケジュールリングされていますが、早めていただくことは可能でしょうか。入札説明書等(事業契約書案を含む)公表以後入札提出書類受付までの期間が2ヶ月と短かく、民間側の詳細な検討の時間を十分に確保することが目的です。	今回の事前公表以外に様式集(案)、事業契約書(案)、基本協定書(案)を平成16年5月11日に公表済みです。当該公表は民間事業者の検討時間の十分な確保に配慮するという趣旨です。
13	本編資料	6	8	(1)			入札説明書等に関する質問の受付期限がH16.7.2、回答がH16.7.20と予定されていますが、受付期限を早める 回答日を早める 受付期限及び回答日を早めるのいずれかの対応をお取りいただくことは可能でしょうか。質問への回答日(H16.7.20)より入札提案書受付期限までの期間が2週間と短く、頂いた回答を反映して入札提案書を修正することが困難です。	受付期間及び回答日の変更はありません。ご理解ください。ただし、重大事項等の早期回答は必要に応じ順次行う予定ですので、HP等を適宜注目していただきます。
14	本編資料	6	8	(1)			「入札説明書等に関する質問への回答」から「入札提出書類の受付」まで2週間しかなく、回答に対応して提案書をまとめることが厳しいと思います。可能な限り回答を前倒ししてお願いできないでしょうか。	No.13に関する回答と同様です。
15	本編資料	6	8	(1)			関連事務所・事業所棟施設の建設可能期間が平成20年4月1日からとなっていますが、22ページ別紙1にあるように、平成19年度中から前倒しで建設可能との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
16	本編資料	6	8	(1)			埋立地棟及び配送センター棟と関連事務所・事業所棟の所有権移転期限が異なりますが、先に移転することとなる埋立地棟及び配送センター棟は、残る関連事務所・事業所棟の完成を待たずに、所有権移転に伴い貴市からの施設整備に係る一時金支払いやサービス購入料支払いは開始されるとの認識でよろしいでしょうか。	埋立地棟及び配送センター棟施設にかかる設計・建設費は、H21.4からの支払いになり、維持管理費はH20.4からの支払い開始となります。詳細は、事業契約書別紙(案)8を参照してください。
17	本編資料	6	8	(1)			スケジュールについて、競争参加資格の確認等(第一次審査)資料の受付期間までに質問をさせていただく機会が見受けられませんが、資格要件等で確認させていただきたい場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。出来ましたら、第一次審査までにその提出資料に関する質問を受け付けていただく存じます。	今回の質問回答がご指摘の質問機会の位置付けとなります。
18	本編資料	7	8	(3)			ア～ウの既存資料は全て貸し出し可能でしょうか。	貸し出しは不可とし、閲覧のみとします。ただし、閲覧資料のコピー等は可能ですが、コピーの場合は有償となります。
19	本編資料	7	8	(3)			既存資料の閲覧等では、どのような資料が閲覧できて貸出されるのか、リスト等を提示できないでしょうか。また、「既存施設」の建築概要および一般図については、出来るだけ早い時期に公表願えないでしょうか。	No.18に関する回答と同様です。公表資料については閲覧にて確認してください。
20	本編資料	7	8	(3)		ウ	移転対象施設の維持管理業務については、閲覧に供して頂く既存施設維持管理に関する資料の通りの業務が実施できればよろしいとお考えでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書(案)に示すサービス水準以上の業務を提案・実施してください。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
21	本編資料	8	9	(1)			廃棄物処理業者は、廃棄物処理業務を、SPCから直接受託又は請け負うのではなく、施設利用者と廃棄物処理業者が締結する廃棄物処理業務委託契約により実施することから、「協力会社」には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	必ずしも、「協力会社」に該当するわけではありませんが、「協力会社」となることを妨げるものではありません。
22	本編資料	8	9	(1)			資格確認申請書の提出時には、構成員・協力会社を明らかにすることあり、に変更並びに追加は認めないとあります。市場PR業務及び料理教室運営業務についても構成員又は協力会社を資格確認申請書提出時には固定しなければならないということでしょうか。	市場PR業務及び料理教室運営業務を実施する主体が、構成員又は協力会社となる場合は、ご質問のとおりです。ただし、競争参加資格申請時には、競争参加資格の確認対象となる企業のみですので、かかる運営業務に当たる者は不要です。入札時（提案時）には明らかにする必要があることにはご留意ください。
23	本編資料	8	9	(1)			事業者が競合した応募グループの構成員または協力企業に業務を委託することはよろしいでしょうか。	平成16年5月11日公表済みの、事業契約書（案）第17条等を参照してください。
24	本編資料	8	9	(1)			廃棄物処理業者は、「協力会社」に該当しない場合、複数の応募グループと協力関係を構築することが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
25	本編資料	8	9	(2)			「入札参加表明期限日(確認基準日)」とは具体的にいつのことを指すのでしょうか。 現行予定で6月25日である競争参加資格の確認等(第一次審査)結果の通知日との解釈で宜しいでしょうか。	競争参加資格の確認等（第一次審査）資料の受付終了日である、平成16年6月18日です。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
26	本編資料	8	9	(2)			施設利用者や廃棄物処理業者が構成員または協力会社となることは可能ですか?	可能ですが、本件入札の公平性確保の観点から、かかる業態の取り巻く環境及び本趣旨を十分ご理解ください。
27	本編資料	9	9	(3)			5行目に、「同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件を満たすこと」とありますが、これは例えば建設業務を構成員2社、協力企業1社で実施する場合には、その構成員・協力企業合計3社がいずれも9(3)の要件を満たすことが必要となるという理解で宜しいでしょうか。	3社のうち1社が満たせば当該業務の要件を満たすこととします。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
28	本編資料	9	9	(3)			5行目に、「同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件を満たすこと」とありますが、これは例えば建設業務をA,Bの2社でJVを組成して実施し、9(3)の要件のうちA社がアイを、B社がウエオをそれぞれ満たしている場合には、当該企業体(JV)として建設に当たる者の要件を満たすことに相当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の場合では、建設に当たる者の要件は満たしません。このご質問の場合では、A,B社のいずれかが建設に当たる者の要件を全て満たす必要があります。
29	本編資料	9	9	(3)			5行目に、「同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件を満たすこと」とありますが、これは例えば建設業務を構成員1社、下請企業2社で実施する場合には、その構成員1社が9(3)の要件を満たせば建設に当たる者の要件を満たすことに相当するとの理解で宜しいでしょうか。もし相当する場合、下請企業と協力企業の相違につきご教示下さるようお願いいたします。	ご質問のとおりです。協力会社とはSPCへの出資を行わず、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者で他の応募グループに参加不可となる者です。下請企業はSPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定しておらず、かつ、複数の応募グループに参加可能な者です。
30	本編資料	9	9	(3)			同一業務を複数のもので実施する場合は、その全ての企業が当該業務の要件を充たすこととなっておりますが、要件を充たさないものが構成員・協力企業になることはできないのでしょうか。	工事監理又は維持管理に当たる者に関しては、ご質問のとおりです。なお、設計又は建設に当たる者に関しては、資格等要件を満たさないものであっても、同一業務を実施する他の企業が当該業務の要件を全て満たしていれば、構成員・協力会社になることは可能です。ただし、構成員とは、入札説明書(案)9(1)に示すとおり、事業契約締結までに設立するSPCに出資を行う者をいいます。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
31	本編資料	9	9	(3)			「同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件を満たすこと」とありますが、建設業務をJVにて実施する場合は、上記規定の対象ではなく、JVの幹事会社となる企業が建設業務の要件を満たしていれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
32	本編資料	9	9	(3)			設計に当たるもので構成員及び協力会社すべてにおいて適用されるのですか。また、SPCからの請負形態については自由と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	設計に当たる者に関しては、ウに掲げる資格等要件を満たさないものであっても、同一業務を実施する他の企業が当該業務の要件を全て満たしていれば、資格等要件を満たすものとします。 SPCから設計企業への委託等については、平成16年5月11日に公表済みの事業契約書(案)を参照してください。
33	本編資料	9	9	(3)		ウ	卸売市場施設の従事経験がなくともその他の完了実績を有する管理技術者を専任配置でいけばよいのでしょうか。	卸売市場施設以外でも、延床面積10,000㎡以上の店舗、事務所、倉庫、工場等における実績を有するのであれば、資格等要件を満たすことになります。
34	本編資料	9	9	(3)		ウ	「管理技術者を専任で配置できること」とありますが、複数の企業が共同で設計する場合は、いずれかの企業から1名配置すればよろしいのでしょうか。または全ての企業から1名ずつ配置する必要があるのでしょうか。	ウに掲げる資格等要件を満たす企業から1名配置することとします。
35	本編資料	9	9	(3)			実績が求められる用途として「卸売市場施設、店舗、事務所、倉庫、工場等」とありますが、これらのうちいずれかを有していれば可との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
36	本編資料	9	9	(3)		ウ	建設に当たるもので経営審査事項の総合評点が1200点以上とありますが、構成員及び協力会社すべてにおいて適用されるのですか。また、SPCからの請負形態については自由と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	同一グループ内において建設に当たる構成員又は協力会社が複数いる場合、1社が経営審査事項の総合評点が1,200点以上であれば、他の建設に当たる構成員又は協力会社が当該要件を満たす必要はありません。SPCから建設企業への委託等については平成16年5月11日に公表済みの事業契約書(案)を参照してください。
37	本編資料	9	9	(3)		エ	卸売市場施設の元請として完成させた施工実績がなくても良いのでしょうか。	No.33に関する回答と同様です。
38	本編資料	10	9	(3)		オ	「管理技術者を本工事に専任で配置できること。」とありますが、他の工事との兼務はできないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
39	本編資料	10	9	(3)		オ	今回定める配置予定技術者は、実際の工事開始時に資格要件を満たす他の者に変更することは可能でしょうか。	実際の工事開始の事前に市による承諾を得た場合に限り変更が可能です。
40	本編資料	10	9	(3)		ア	「卸売市場施設、店舗、事務所、倉庫、工場等における維持管理業務を行った実績」とありますが、等とされていることで、これら以外の実績でも可能という理解でよろしいでしょうか。また、実績を有する証明資料としてどのような資料をお求めでしょうか。(例：委託契約書)	卸売市場施設以外でも、店舗、事務所、倉庫、工場等における実績を有するのであれば、資格等要件を満たすことになります。また証明資料としては、委託契約書を含め、証明できる資料をご提出ください。



No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
41	本編資料	10	10	(1)			競争参加資格確認申請書等の提出期限が6/18ですが、提出書類の様式集公表は6/8となるのでしょうか? 多数の企業で応募グループを構成する場合、ある程度の書類準備期間を必要とするため、様式集は早期に公表していただけないでしょうか。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
42	本編資料	10	10	(1)			「競争参加資格確認申請書等」の提出部数は何部でしょうか。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
43	本編資料	10	10	(1)			競争参加資格確認申請書等の様式はいつ公表されるのでしょうか。書類作成、添付書類の準備、各社押印等の時間が必要なため、極力早い時期に公表をお願いいたします。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
44	本編資料	12	12				入札説明書等に関する質問提出及び回答の時期について、検討期間が短い中で、相当厳しい検討スケジュールになるかと存じます。せめて、契約書及び様式集を6/8までの早い時期で、(案)付きの先行公表としていただき、質問の提出時期及び回答時期の両方を前倒しにさせていただきたく、宜しくお願いいたします。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
45	本編資料	12	12	(4)			入札説明書に関する質問回答日が7月20日となっていますが、提案書提出日8月2日迄の我々検討期間が10日間しか有りません。本事業規模の事業投資を検討するにはあまりにも期間が短いと思料しますので、回答日を前倒しにするか提案書提出日を遅らせるか再検討願います。最終的な入札要項書が確定してから最低でも1ヶ月は必要です。	No.13に関する回答と同様です。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
46	本編資料	12	14	(3)			「入札提出書類」の提出部数・製本方式・文字フォント・文字サイズ・文字数制限等の指定がありましたらお教え下さい。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
47	本編資料	14	16				「予定価格」とは、設計・建設に係る対価、維持管理に係る対価および運営に係る対価の総額から割賦金利相当額を控除した金額に消費税相当額を加算した額で表示されるところをよろしいでしょうか?	ご質問のとおりと予定しています。
48	本編資料	14	16				「予定価格の公表」では、設計・建設費と維持管理・運営費といった内訳が公表されるのでしょうか。	総額のみを公表を予定しています。
49	本編資料	14	16				「予定価格」は、現在価値で示されるのでしょうか。	実額のみを公表を予定しています。
50	本編資料	16	20	(2)			事業者(SPC)が履行保証保険契約を付保するのに加え、落札者が履行保証保険契約を付保するとなっていますが、二重ではないでしょうか。落札者とは代表企業のことでしょうか。	ご指摘の箇所規定している内容は、SPCを設立する場合とそうでない場合の両方に関してそれぞれ明記しているものであり、両者の同時成立は想定されません。 指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
51	本編資料	16	20	(2)			『建設会社に設計及び建設に係る対価から支払利息相当額を除いた金額の1/10以上の金額について、SPCを被保険者とする工事履行保証保険を付保させ、当該保険証券に市の質権を設定する方法』でも『設計企業、工事監理企業、建設企業若しくは一部の者にSPCを被保険者とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険証券に市の質権を設定する方法』でも事業者の判断で履行保証保険を付保すればよいのでしょうか。	No.50に関する回答と同様です。
52	本編資料	16	21	(3)			審査委員名簿は公表されないのでしょうか。	客観的評価の公表時に公表を予定しています。
53	本編資料	16	22				「基本協定書(案)」の骨子をご開示願えませんでしょうか。	様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を5月11日に公表済みです。
54	本編資料	17	23				SPCが本店を本事業施設内に設置する場合、市に支払う賃料(マイナス値)は入札価格に含めて評価されるのでしょうか。	入札価格には含めないで提案してください。
55	本編資料	17	23				SPC本店を本施設内に設置する場合、「面積・賃料等について市と協議する」とありますが、要求水準書(案)23ページには「SPCの使用する事務室、詰め所等は無償使用できるものとする」とありますので、賃料は不要と理解してよろしいのでしょうか。	SPCの使用する事務室、詰め所等と本店を兼ねる場合には、「面積・賃料等について市と協議する」となります。本店を兼ねない場合には使用料は発生しません。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
56	本編資料	17	25				手続きにおける交渉は無いとされていますが、契約書の内容に疑義が生じたり曖昧な内容になっている部分を明確にするための協議は行われるものと考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりですが、入札までの質問回答において対応したいと考えております。
57	本編資料	17	25				手続きにおける交渉は「ない」ものと想定されていますが、事業契約書(案)等に関しての、官民での条文解釈の誤解、錯誤があるか否かの確認をすることは、将来の官民間での紛争予防のためにも肝要なものと思料します。お考えをお示し下さい。	No.56に関する回答と同様です。
58	本編資料	17	27	(3)			逆に、市が事業契約を締結しない場合は、市は違約金を事業者に支払って頂けるのでしょうか。市は議会承認リスクを具体的にどのように負担されるのでしょうか。	社会的責任として謝罪等の対応をとる場合もありますが、事業契約締結以前における金銭的なリスク負担は行いません。
59	本編資料	18	28	(1)			サービス購入費は、これを構成する如何なる費目も設計・建設費、維持管理費、運営費の何れかに分類されなければならないのでしょうか。	何れかに分類してください。
60	本編資料	18	29				市が付保する保険とその付保範囲をお示し願えないでしょうか。	建物に関しては、「神戸市被災てん補基金条例に基づく総合保険」を、賠償責任保険としては、「市民総合賠償保証保険」を付保する予定です。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
61	本編資料	18	33	(1)			事業者の事業契約上の地位の譲渡等につき、「市の事前の承諾がある場合を除き」処分してはならない旨定義されていますが、合理的な理由の無い限り承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。これが無ければプロジェクトファイナンスの組成が困難です。	合理的な理由のない限りにおいては、市は事前承諾します。
62	本編資料	18	33	(2)			SPCの株式の譲渡・担保提供等につき、「市の事前の書面による承諾がある場合を除き」処分してはならない旨定義されていますが、合理的な理由の無い限り承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。もし異なる場合、プロジェクトファイナンスの組成が困難です。	No.61に関する回答と同様です。
63	本編資料	19	33	(3)			債権の譲渡につき、事業者は市の承諾がなければ譲渡できない旨定義されていますが、合理的な理由の無い限り承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。もし異なる場合、プロジェクトファイナンスの組成が困難です。	No.61に関する回答と同様です。
64	本編資料	19	33	(3)			債権の譲渡につき、事業者は市の承諾がなければ譲渡できない旨定義されています。この定めに従い事業者が債権を譲渡する場合は、譲渡に先立ち（事前に）市の承諾を受け、譲渡実行後に対抗要件具備の為改めて市より承諾を書面にて受ける（確定日付要）、即ち市から都合2回の承諾を頂くことが必要ですが、合理的な理由の無い限り（2度）承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。現在の定めのまま都合2度承諾を頂けない場合プロジェクトファイナンスの組成が困難です。	No.61に関する回答と同様です。必要であれば、都合2回の承諾を行います。
65	本編資料	19	33	(4)			債権への質権設定及び債権の担保提供につき、市の承諾がなければ行うことができないと定義されていますが、合理的な理由の無い限り承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。もし異なる場合、プロジェクトファイナンスの組成が困難です。	No.61に関する回答と同様です。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
66	本編資料	19	33	(4)			事業者がプロジェクトファイナンスによって資金調達を行うに際しては、事業者が保有することとなる各種債権を担保提供することが通例と見做されます。係る金融機関に対しての、債権に対する質権設定並びに担保提供に関しては、貴市のご承諾は必ず頂けるものとの理解で差し支えないでしょうか。	No.61に関する回答と同様です。
67	本編資料	19	34	(2)			「リスク分担の程度や内容について、事業契約書(案)に示されていない場合は、落札者と市の協議により定めるものとする。」とありますが、この協議については、一方の当事者からの申入れにより実施され、事業契約締結と同時に何らかの約定が締結されるものと考えて宜しいでしょうか。	協議の申請は落札者及び市の双方が行うことができるものとしませんが、協議実施の決定は市が判断します。何らかの約定の締結については、かかる協議の結果によることとします。
68	本編資料	19	34	(2)			「予想されるリスクと責任分担」については、事業契約書(案)で明示されるとありますが、事業契約書(案)はいつ頃公表される予定かお教え願えないでしょうか。	様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を5月11日に公表済みです。
69	本編資料	19	35	(2)			現時点で市が想定されている補助金の内容・金額・交付時期等詳細につき提示頂くようお願いします。	No.3に関する回答と同様です。
70	本編資料	19	35	(2)			入札金額の算出に際しては、補助金はないものとして設定するとの認識でよろしいでしょうか。また、係る補助金は、事業権契約締結の時点では、確定していないものため、事業権契約も補助金はないとの前提での契約金額で締結し、後日、補助金の支給確定によって、金額の精査を実施するとの理解で差し支えないでしょうか。また、長期債務負担行為の議決においても係る補助金を前提とした場合は、万一、支給否認の際の影響は大きいものと思料します。これらにつきお考えをお示し下さい。	契約金額についてはご理解のとおりです。債務負担行為の議決は平成16年3月29日に可決されております。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
71	本編資料	20	36	(4)			モニタリングに要する費用は、「事業者側に発生する費用を除き市の負担とする」とありますが、事業者側に発生する費用とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	市がモニタリングを行う際に必要となる補助的作業にかかる費用を想定しています。例としては、点検孔の開孔作業等の補助的作業を想定しています。
72	本編資料	20	36	(6)			本項では、土地は市有地及び行政財産とありますが、4ページ(5)イでは近隣用地は民間倉庫用地の転用とされています。これは当該用地を市が買収されるという理解でよろしいでしょうか。	従来から市有地(普通財産)です。
73	本編資料	20	36	(6)			建設期間中においては、当該計画地を使用するに当たり、事業者は貴市との間で使用貸借契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	使用許可の手続きが必要となります。

### 【入札説明書(案)別紙に関する質問及び回答】

No	文章	ページ	別紙番号	番号( )	質問事項	回答
1	別紙	22	1		関連事業所・事務所棟の着工時期は、事業者提案となっておりますが、最速がいつ頃かご教示願えませんでしょうか。	入札説明書(案)等の内容を満たす限りにおいて、事業者の提案とします。
2	別紙	23	2		入札価格の算定条件として「不動産取得税は課税されるものとして計算」とありますが、これを「課税されないものとして計算」と変更頂けないでしょうか。事業契約書別紙(案)11ページ別紙8の1(1)イ及び同1(1)イの1)にて、同税は実際の課税額にて確定額とし、割賦元本確定時にその金額が変動すると定められていれば、不当に低価格で見積もることにより入札価格を低く見せることも可能であるため、公平性の観点から検討をご依頼申し上げます。	入札説明書(案)別紙2に示すとおり不動産取得税は課税されるものとして提案してください。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
3	別紙	23	2				落札者が日本政策投資銀行の低利子融資の起用した場合、金利低減による余剰資金はSPCの株主で利益享受してよいと考えて宜しいでしょうか。	入札価格の提案段階では、ご指摘の低利子融資は入札説明書(案)別紙2に示すとおり考慮しないものとしませんが、その後当該融資が起用された場合、契約金額の変更はありません。従って、ご質問のとおりと解釈ください。
4	別紙	23	2				基準金利の指標としてTSRが起用されていますが、事業期間が長期に亘る事並びに5回の基準金利見直しが発生することを考慮して、TSRの指標が将来的に無くなった場合の代替指標を事前に示して下さい。	現時点で代替指標を具体的に明記はしませんが、ご指摘の事態においては、客観性を確保した代替指標による金利見直しを検討します。
5	別紙	23	2				補助金の対象ならびに補助率のガイドを、ご教示願えませんでしょうか。	入札説明書(案)8(2)に示すとおり、卸売市場施設整備費補助金要綱を交付予定です。詳細はそちらを参照してください。
6	別紙	23	2				「不動産取得税は課税されるものとして計算すること」とありますが、契約後、結果的に不動産取得税が課税されないということになった場合は、提案時の不動産取得税相当金額が契約事業費から減額されるということでしょうか。	ご質問のとおりです。
7	別紙	23	2				不動産取得税について、事業者のリスク負担において課税されないものとして提案することは可能ですか? 課税されるものとして統一される場合は、計算方法等イコールフットイングを取っていただくことが好ましいと考えます。	No.2に関する回答と同様です。
8	別紙	23	2				廃棄物処理管理業務の変動分に用いる廃棄物処理量は、表「神戸市中央卸売市場本場 廃棄物処理実績」の値を25年間一定として入札価格を計算すると理解して宜しいでしょうか。	5月11日に公表済みの様式集(案)を参照してください。



No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
9	別紙	23	2				本事業は、「事業所税」の対象とならないと考えますが宜しいでしょうか。	ご質問の事業所税は課税対象外です。
10	別紙	23	2				埋立地における新設工事となりますが、インフラの引込負担金等の開発負担金で、事業者が負担するものがありますでしょうか。	インフラの引込負担金は、事業者負担とします。
11	別紙	23	2				「市場PR施設運営業務における料理教室運営のうち、・・・事業者負担となる費用及び料金収入を除いて、入札価格を計算すること。」とありますが、市場PR業務運営収入（市民参加型のイベントに係る実費分程度）は除かなくてもよろしいでしょうか。	ご指摘の収入を除いて提案してください。入札説明書（案）別紙2を変更し、入札公告時において示します。
12	別紙	24	2				廃棄物処理業務は、既存施設並びに移転施設の業務を引継ぐといった、本事業の特殊性がありますので、現状の「処分業務費」及び「搬出業務費」の単価を廃棄物区分毎にお教え頂くことは出来ないでしょうか。	現在の主な単価は以下のとおりです。 一般廃棄物 ・排出単価：3,885円/t ・処分単価（クリーンセンター搬入手数料）：4,000円/t （平成17年度からは、4,000円/t 8,000円/tへ値上がりする予定） 廃パレット ・4tバッカー車1台あたり、15,750円 ・処分単価クリーンセンター搬入手数料）：7円/kg （平成17年度からは、7円/kg 14円/kgへ値上がりする予定）
13	別紙	24	2	表			廃棄物処理実績は年間の処理量と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	別紙	25	3	(2)			「廃棄物処理業務の委託契約」に関し、契約書（案）はいつ提示して頂けるのでしょうか。	平成16年5月11日に様式集（案）、事業契約書（案）及び基本協定書（案）を公表済みです。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
15	別紙	25	3	(2)			三者契約の契約先になる廃棄物処理業者は、誰が選定するのでしょうか。契約内容・契約金額については、施設利用者の判断によるのでしょうか。	事業者が選定します。詳細は、入札公告時において示します。
16	別紙	25	3	(2)			「廃棄物処理業者」は、いつの時点で誰が決めるのかお教え願え下さい。	No.15に関する回答と同様です。
17	別紙	25	3	(3)			廃棄物処理業者は事業者が選定するのですか？別紙2において、廃棄物処理業務の変動分にかかる対価の算定に用いる単価ついて、事業者が提案することとなっていますが、この点から事業者が選定するものと解して宜しいでしょうか。	No.15に関する回答と同様です。
18	別紙	25	3	(3)			入札説明書等の公表までに、三者契約書および廃棄物処理業務委託契約を公表していただけるようお願いいたします。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
19	別紙	25	3	(3)			「三者契約」に関し、契約書(案)はいつ提示して頂けるのでしょうか。	平成16年5月11日に様式集(案)、事業契約書(案)及び基本協定書(案)を公表済みです。
20	別紙	26	3				廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図にある、「廃棄物処理業務委託契約」とは、施設利用者それぞれが、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれについて、廃棄物収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者それぞれと締結するような契約でしょうか。	ご質問のとおりです。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
21	別紙	26	3				廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図にある、「廃棄物処理業務委託契約」契約書ドラフト等があればご開示頂きますようお願いいたします。万一複数種類有る場合には、可能な範囲で極力多くのドラフトを開示頂きますようお願いいたします。	平成16年5月11日に、事業契約書(案)の参考として、廃棄物処理業務委託契約を含めた三者契約書のうち、支払いに関する部分のドラフトを公表済みです。また、入札公告時において、当該支払部分を含めた三者契約書(案)を公表する予定です。
22	別紙	26	3				廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図の は、「施設使用料の一部としての、保守管理費の支払い」を表しているとのことですが、この支払いに関連して締結されている施設利用者と市との契約に定める「施設使用料」及び「保守管理費」とはそれぞれどのようなものが具体的にご教示ください。	本事業の実施に当たり、直接事業者に関わらないため、開示しません。
23	別紙	26	3				廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図にある、 と - 1の金額は同一のものでしょうか。それともどちらかが常に大きくなるもののでしょうか。	本事業の実施に当たり、直接事業者に関わらないため、開示しません。
24	別紙	26	3				廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図にある、 - 1と - 2の合計額と の金額は同一のものでしょうか。それともどちらかが常に大きくなるもののでしょうか。	-1は三者契約に基づくSPCの支払い代行金額に対する市の支払いであり、-2はSPCが履行する廃棄物処理手続業務に対して市が支払う対価です。なお、-1と-2は同額と想定しています。
25	別紙	26	3				廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図にある、三者契約とは施設利用者それぞれが、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれについて、廃棄物収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者それぞれ及びSPCと締結するような契約でしょうか。	一般廃棄物・産業廃棄物は同一の契約内にそれぞれ規定します。詳細は、入札公告時において示します。
26	別紙	26	3				事業者が行う、『「三者契約」に基づく、廃棄物処理業者の請求に対する支払代行』業務につき、委託(再委託)する(例えば構成員などに委託)ことは可能でしょうか。	可能です。しかしその場合であっても、市への支払い代行金額の請求はSPCが行うものとします。

No	文章	ページ	大項目	番号( )	番号	その他	質問事項	回答
27	別紙	26	3				<p>図中の「<input type="checkbox"/> : 「三者契約」に基づく、廃棄物処理業者の請求に対する支払い代行」は、どのような周期での支払いと考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>S P C から廃棄物処理業者への支払周期は提案によります。市から S P C への支払い代行金額の支払い周期は、事業契約書別紙(案)別紙 8.1.(2). .イに示すとおりです。</p>
28	別紙	26	3				<p>《「三者契約」を含めた廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図》において、<input type="checkbox"/> の「施設使用料の一部としての、保守管理費の支払い」が、施設利用者の都合により不払いとなった場合でも、市から事業者へは <input type="checkbox"/> - 1、<input type="checkbox"/> - 2 の支払いは行われるのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
29	別紙	26	3				<p>現状の「三者契約」の実態について以下のような点をお教え下さい。</p> <p>1 . 市から事業者へ支払われる <input type="checkbox"/> - 1、<input type="checkbox"/> - 2 の支払いは、事業契約書別紙によると、年 3 回に分けて支払われるとのことですが、廃棄物処理業者への支払い( <input type="checkbox"/> )も同様の年 3 回と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>2 . 施設利用者が支払う <input type="checkbox"/> の「保守管理費」は、具体的にどのような費目でしょうか。</p> <p>3 . 市が事業者を支払う <input type="checkbox"/> - 1 の費用と、事業者が廃棄物処理業者へ支払う <input type="checkbox"/> の費用は同額でしょうか。</p>	<p>1. 事業者の締結する三者契約によります。</p> <p>2. No.22に関する回答と同様です。</p> <p>3. 同額と想定しています。</p>